

# NPO 法人 富田林ハートセラピー協会定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人富田林ハートセラピー協会と称する。

(事務所)

第 2 条

(1) この法人は、主たる事務所を大阪府富田林市寿町 4 丁目 5 番 1 号に置く。

(2) この法人は、前項のほか、その他の事務所を大阪府泉大津市曾根町 3 丁目 7 番 1 3 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、さまざまなセラピーアプローチを通じて、南河内、奥河内、南大阪、大阪市の街に 幸福度の高い、自己対話による心身の癒し、ゆったりおだやかな優しい空気が浸透することを目的とする。

(信条)

第 4 条 『目に見えないココロのケアを通じて 一人ひとりの市民～まち全体を豊かにする』

(SDGs パートナーシップ)

第 5 条

2015 年 9 月に国連で採択された SDGs のキーワード（「誰一人取り残さない」）を共通言語とし、富田林市との SDGs パートナーを軸に、大学・学校や企業、他の市民公益活動団体、周辺自治体（泉大津市、大阪市、河内長野市など）等と連携し、～2030 年末を第 1 目標として身近な社会課題の解決につとめる。

(目標)

第 6 条

SDGs 11 番 住み続けられるまちづくりを

性別、生い立ち、障がいの有無 等にかかわらず、誰もが受け入れられる社会の創造。

“目に見えない心の中の思い”を伝え合うことのできる社会の創造。

SDGs 17 番 パートナーシップで目標を達成しよう

行政・大学・他団体 などとの連携によるココロのケアの推進。

① ～2030 年までに 富田林市内 16 小学校区に 3 人ずつの NPO 認定傾聴カウンセラーを養成。

② 富田林内外 専門家・担当部署との連携を提案し、市民の精神的健康を支えるメンタルケアネットワークを構築。

③ 2020 年 4 月から月 1 回開催している 南河内ココロのゆりかご（ココゆり）を通じて、50/80 問題に直結する不登校状態の解消を一步一步進めていく。

(活動・事業の種類)

第7条 この法人は、第3条～第6条の目的を達成するため、次の事業を行う。

## 第1項 特定非営利活動に係る事業

### 1 イベント・シンポジウム事業

- (1) ひろとん（市民公益活動わくわく広場 in とんだばやし）  
（事務局：富田林市市民公益活動支援センター）
- (2) “不登校（という言葉）をなくそう！シンポジウム
- (3) その他

### 2 お話会、講座・ワークショップ事業

- (1) 循環のコミュニケーション講座
- (2) Neo メンタルケア学習会
- (3) 絵本カフェ、絵本塾、絵本読書会&絵本講座
- (4) 古神道講座（古事記、古神道のお話会、古神道のワーク）
- (5) 日本の心 ～ものづくり DE お話会～
- (6) きのしたてるみ 色えんぴつペイントアート
- (7) はじめましてのHSP/HSCのお話会
- (8) ゆるヨガ、いすヨガ、ハレヨガ etc.
- (9) [住まいの環境と健康セミナー](#)
- (10) [オーラルケアセミナー](#)
- (11) [胎内記憶に学ぶ親子関係](#)
- (12) その他 オーダーメイド講座等

### 3 個人養成講座事業

- (1) NPO 認定 傾聴カウンセラー養成講座
- (2) NPO 認定 心理セラピスト養成講座

### 4 個人相談・コンサルティング

- (1) NPO 認定 傾聴カウンセリング
- (2) NPO 認定 心理セラピー
- (3) その他、提携事務所（当法人内部講師）が提供するもの

### 5 福祉ボランティア事業

### 6 まちづくり・居場所事業（[家族のぬくもりプロジェクト](#)）

- (1) いきいきワークショップ
- (2) 幸せ塾 ～一人ひとりが幸せになるプロジェクト～
- (3) 南河内ココロのゆりかご（ココゆり）
- (4) ふれあいの場プロジェクト

### 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2項 その他の事業（収益事業）

### 1 役務の提供 事業

### 2 物品の販売 事業

第2項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(会員)

第8条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員（社員） この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 各会員の特典は以下の通りとする。

正会員（社員）

- ・活動メンバーとして法人の活動に参加することができる。
- ・または **内部講師**として 法人主催の講座を定期的の開講することができる。
- ・季刊の活動報告（手作りニュースレター）を受け取ることができる（2021/春初版予定）
- ・法人主催の講座を10%引きにて受講することができる。  
（循環のコミュニケーション講座、NPO認定養成講座を除く）
- ・法人認定のセラピスト養成講座を開催することができる。（詳細の規定有）

賛助会員

- ・季刊の活動報告（手作りニュースレター）を受け取ることができる（2021/春初版予定）
- ・法人主催の講座を10%引にて受講することができる。  
（循環のコミュニケーション講座、NPO認定養成講座を除く）
- ・コアメンバー会議での承認を経て、**外部講師**として法人主催の講座を開催することができる（都度承認が必要）

(入会)

第9条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第10条 会員は、総会において別に定める年会費を一口以上納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して、3年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第14条 既納の年会費その他の抛出金品は、返還しない。

(寄付)

第15条 法人の目的に賛同する個人及び団体から寄付を受けることができる。毎事業年度終了後3か月以内に、ホームページ上にてそのおおまかな用途について公示しなければならない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第16条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事（コアメンバー）4人以上 8人以内
  - (2) 監事（監査役） 1人
- 2 理事（コアメンバー）のうち、1人を理事長、もう1人を副理事長とする。

(選任等)

第17条 理事（コアメンバー）及び監事は、総会にて選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事（コアメンバー）の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事（監査役）は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事（コアメンバー）は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事（コアメンバー）は、理事会（コアメンバー会議）を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事（監査役）は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事（コアメンバー）の業務遂行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事（コアメンバー）の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事（コアメンバー）に意見を述べ、若しくは理事会（コアメンバー会議）の招集を請求すること。

（任期等）

- 第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

- 第20条 理事又は監事（監査役）のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

- 第21条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (3) その他、本人からの希望があったとき。

（報酬等）

- 第22条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

（種別）

- 第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

- 第24条 総会は、正会員（社員）を持って構成する。

（権能）

- 第25条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償
  - (7) 年会費の額

- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第〇条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

（開催）

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。・

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会（コアメンバー会議）が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員（社員）総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (4) 第18条第5項第4号の規定により、監事（監査役）から招集があったとき。
- (5) 法第14条の3第1項の規定により理事（コアメンバー）から招集があったとき。

（招集）

第27条 総会は、第26条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第28条 総会の議長はその総会において、出席した正会員（社員）の中から選出する。

（定足数）

第29条 総会は、正会員（社員）総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員（社員）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事（コアメンバー）又は正会員（社員）が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員（社員）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第31条 各正会員（社員）の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員（社員）は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員（社員）を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員（社員）は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員（社員）は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員（社員）総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員（社員）全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会（コアメンバー会議）

（構成）

第33条 理事会（コアメンバー会議）は、理事（コアメンバー）をもって構成する。

（権能）

第34条 理事会（コアメンバー会議）は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第35条 理事会（コアメンバー会議）は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第36条 理事会（コアメンバー会議）は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会（コアメンバー会議）を招集しなければならない。
- 3 理事会（コアメンバー会議）を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の10日前までに通知しなければならない。
- 4 急を要する議決についてはLINEグループによる討議により、これを補完する。

(議長)

第37条 理事会(コアメンバー会議)の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会(コアメンバー会議)における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会(コアメンバー会議)の議事は、理事(コアメンバー)総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事(コアメンバー)の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会(コアメンバー会議)に出席できない理事(コアメンバー)は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事(コアメンバー)は、第40条第1項第2号の適用については、理事会(コアメンバー会議)に出席したものとみなす。

4 理事会(コアメンバー会議)の議決について、特別の利害関係を有する理事(コアメンバー)は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会(コアメンバー会議)の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

(1)日時及び場所

(2)理事(コアメンバー)総数、出席者及び出席者氏名(書面及び電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録書名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)年会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会（コアメンバー会議）の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算及び事業計画の追加及び更正）

第46条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事（監査役）の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員（社員）の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る成功の不能
- (3) 正会員（社員）の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員（社員）総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事（コアメンバー）が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員：事務局員（従業員、スタッフ、アルバイトなど）を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則) この定款の施行について必要な細則は、理事会（コアメンバー会議）の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	: 辻野 忠 (SDGS 推進担当)
副理事長	: 財間 浩 (渉外・音響&空間デザイン担当)
事務局長	: 山田 朗子 (渉外・経理担当)
副事務局長	: 財間 幸子 (美術・ニュースレター担当)
理事	: 渡辺 みさ子
同	: 柳田 江以子
同	: 松岡 昭寛 (泉大津支部長)
監事 (監査役)	: 江本 幸蔵
- 3 現時点での内部講師は下記のとおりである。

辻野 忠、山田 朗子、渡辺 みさ子、柳田 江以子、財間 幸子、松岡 昭寛

4 現時点での活動メンバーは下記の通りである。

西 和美、長田 和子

5 現時点での外部講師は下記のとおりである。

矢加部 幸彦、きのしたてるみ、なかの あきよ、吉田 萌、石橋 千代子

6 この法人の設立当初の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2023年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする

8 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から2022年3月31日までとする。

9 この法人の設立当初の年会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（社員）年会費 3,000円

(2) 賛助会員 年会費 3,000円

2 上記金額は一口分とし、年度毎に納入する。

3 入会金は不要とする。

4 18才未満の入会は正会員（社員）・賛助会員共、年会費を免除とする。

5 いきいきワークショップのヨガインストラクターは年会費（賛助会員&外部講師）を免除とする。（いきいきワークショップ以外でヨガレッスンをする場合は、定例の外部講師契約が必要）

7 令和3年7月30日 改定